

# 都城市の取組について（令和2年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：159,406人
- (2) 面積：653.3km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：35校
- (4) 中学校数：17校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 地域の様々な相談の受け止め（地域力強化推進事業）・地域づくり事業
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 都城市の取組について（令和2年度）

### 3 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業

#### (1) 実施主体（委託先）

都城市（都城市社会福祉協議会）

#### (2) 事業名

地域力強化推進事業

#### (3) 事業実施に至った背景

少子高齢化・人口減少・地域のつながりの希薄化・福祉ニーズの多様化、複雑化が背景にあり、公的サービスのみならず、住民一人ひとりが地域の課題を我が事として捉え、解決を試みる体制（地域）づくりが必要であったため。

# 都城市の取組について（令和2年度）

## （4）事業内容

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備状況について

### ①対象地域

都城市

### ②対象地域の範囲・人口

市内全域 約16万人

### ③地域づくりに向けた支援

#### ・会議体の運営者

地区社会福祉協議会（中学校圏域15地区）

#### ・会議体の構成員

自治公民館長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、各種民主団体 等

### ④地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点名及び運営主体

地区社会福祉協議会、自治公民館、社会福祉法人 等

## 都城市の取組について（令和2年度）

- ⑤ **地域の課題を地域で解決していくための社会資源の開発や財源等の方法**  
社会福祉法人による地域貢献への拠出、地区社協による収益事業、住民による福祉協力金の拠出
- ⑥ **事業実施にあたり連携した他の法定事業等**  
介護保険生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業、学校運営協議会 等
- ⑦ **事業実施にあたり工夫した取組内容**  
15の地区社会福祉協議会の活動を基盤にしつつ、市社会福祉協議会の職員を各地区担当という形で後方支援する体制を構築している。
- ⑧ **事業の成果及び課題**  
各地区において住民座談会を開催し、自らが暮らす地域の強みや足りないところを再認識し、さらに住みよい地域にしていくために何が必要かを住民自らが考え、行動を起こすきっかけづくりとなっている。

## 都城市の取組について（令和２年度）

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備状況について

①対象地域

都城市

②対象地域の範囲・人口

市内全域 約16万人

③地域住民の相談を包括的に受け止める場所・機関等名

地区社会福祉協議会（中学校圏域15地区）

④複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対する対応方法とバックアップする機関等

多機関協働センターをはじめとする専門相談機関へのつなぎ

⑤地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知方法

市社協及び地区社協広報誌、地元ラジオ局でのPR等

## 都城市の取組について（令和2年度）

### ⑥事業実施にあたり工夫した取組内容

15の地区社会福祉協議会の活動を基盤にしつつ、市社会福祉協議会の職員を各地区担当という形で後方支援する体制を構築している。

### ⑦事業の成果及び課題

住民に身近な地域に相談できる窓口があること、さらにはその受け止める相談員が地域住民であることで、行政や専門機関には相談しにくいことであっても相談しやすいなど、専門機関の設置のみでは浮き上がってこなかった相談が表出してきている。

またその相談を適切な専門機関につなぐ体制を整えている。

## 都城市の取組について（令和2年度）

### 4 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （1）実施主体（委託先）

都城市（都城市社会福祉協議会）

#### （2）事業名

多機関協働による包括的支援体制構築事業

#### （3）事業実施に至った経緯

少子高齢化・人口減少・地域のつながりの希薄化・福祉ニーズの多様化複雑化により、単独の相談支援機関では十分に対応できない状況がある。各相談支援機関が連携・協働することにより、制度の枠を越えた支援を提供する体制づくりが必要であったため。

## 都城市の取組について（令和2年度）

### （4）相談支援包括化推進員の配置状況

- 配置人数 2名
- 相談支援包括化推進員の経歴・保有資格等  
自立相談支援機関や地域包括支援センターでの相談業務経験  
社会福祉士、精神保健福祉士 等
- 相談支援包括化推進員を配置している相談支援機関の名称  
多機関協働センターすくらむ

### （5）事業内容

#### ①包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、ファミリーサポートセンター、生活自立相談センター等の各種機関と連携し、高齢・障害・児童・困窮の分野を越えた複合的な課題を持つ世帯を対象として相談支援を展開。

## 都城市の取組について（令和2年度）

### ②相談支援包括化推進会議の開催方法（回数方法や参加者等）

- ・ 開催回数：年3回
- ・ 参加者：行政、保険・医療・福祉専門職、司法関係者、学校関係者 等

### ③自主財源の確保や新たな社会資源の創出のための取組の概要

相談機関が特に困難と感じる司法領域の課題について、連携強化の一環として、弁護士会と協働し無料の法律相談の機会を創出した。

## （6）事業の成果及び課題

高齢・障がい・児童・困窮の異なる分野の相談機関のコーディネート機能を果たすため、包括化推進会議を開催し、顔の見える関係を構築してきた。

また、各相談機関が適切な連携を図るためのツールとして「相談支援マニュアル」を作成し相談場面の実践に活用してもらっている。